

町村にお住まいの方へ

大学等受験生対象

大学・短大・専門学校の受験料 を支援します！



1. 対象児童

申請日時点において19歳以下の方

2. 対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った
大学等受験料または模擬試験受験料が支援の対象となります。
※令和7年度の受験に限ります。

3. 申請期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月10日（火）
※出願開始が申請期限を超える場合にはお問い合わせください。
※消印有効

4. 対象世帯

次の全てに該当する世帯

- 1 受験者または受験者の扶養者が、申請日時点で千葉県内の町村に
住民登録があること（市に住民登録がある方は対象となりません）
- 2 次の①または②のどちらかに該当する世帯であること
 - ① 児童扶養手当受給世帯又は児童扶養手当受給世帯と同等の
所得水準にある世帯
 - ② 住民税非課税世帯

5. 支給額



<大学等の受験料>

1人当たり上限 53,000円

<模擬試験の受験料>

1人当たり上限 8,000円

※申請は、申請期間内に1回のみです。なお、受験回数に上限はありませんが、
受験料の総額に対して上限額内で支給します。

※振込手数料等や他の支援等を受けた費用については対象外です。

※「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び
高等専門学校（4年時）です。可否は問いません。

6. 申請書類

次の書類をご提出ください。

- ① 申請書（第1号様式）
- ② 支給対象者であることが確認できる書類
- ③ 大学等または模擬試験の受験料を支払ったことを証する書類
- ④ 振込先の口座情報が分かる書類

※書類に関する詳細は申請書に記載の「添付書類」をご確認ください。

【提出・お問い合わせ先】 千葉県健康福祉部健康福祉指導課（自立支援班）

所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2309

※受付は平日の午前9時から午後4時まで